

# 公共デザインによる地域再生に向けた 景観重要公共施設制度の運用実態と 今後の活用方策

植松 孝太<sup>1</sup>・二井 昭佳<sup>2</sup>

<sup>1</sup>非会員 株式会社間瀬コンサルタント 設計部  
(〒160-0004 愛知県名古屋市中村区名駅5-30-4, E-mail: uematsu@masecon.co.jp)

<sup>2</sup>正会員 国土館大学理工学部 教授  
(〒154-8514 東京都世田谷区世田谷4-28-1, E-mail: nii@kokushikan.ac.jp)

本稿は、公共空間のトータルデザインによる地域再生に向け、関東1都6県の市区町村を対象に、各市区町村の景観計画と市区町村へのアンケートを通じて、景観重要公共施設制度の運用実態を把握し、今後の活用方策を考察するものである。効果的に活用している市区町村がある一方で、未活用の市区町村が6割を占めること、活用している市区町村でも指定後の協議体制や協議時期、効果的な協議方法などに課題を抱えていることを指摘した。これらをもとに、今後の効果的な活用方策として、1)景観審議会や景観アドバイザー制度を活用した協議体制の構築、2)景観重要公共施設管理者との協議時期の明確化、3)景観重要公共施設制度の成功事例集の作成、4)景観重要公共施設制度に対する支援措置の追加の4点を提案した。

**キーワード:** 地域再生, 公共空間デザイン, 景観重要公共施設, 景観審議会, 景観アドバイザー

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景と目的

地域再生に向けて、目指すべき将来を描き、公共空間デザインを軸に、地域課題の総合的解決に取り組むことの重要性が指摘されている<sup>1)</sup>。まちづくりの主体である市区町村が、公共空間を軸にトータルデザインを進めるために避けて通れないのが、エリア内に混在する国や都道府県など別の管理者による公共施設との調整である。一方、国や都道府県も、市町村のまちづくりに資する公共施設整備を進める際に、市区町村との協議の糸口を探すのが難しかったと想像される。

2004年に制定された景観法に定められた景観重要公共施設制度は、こうした課題を解決するものとして期待された<sup>2)</sup>。景観上重要である公共施設にこの制度を適用することで、国や都道府県などの公共施設管理者と整備と占用に関する協議を行なうことができるからである。しかし、初期の景観計画には景観重要公共施設の指定が進んでいないことなどから、本制度の積極的な活用の必要性が強く指摘された<sup>3)</sup>。

こうした状況に対し、本制度の活用促進を目指し、阿部ら<sup>4)</sup>は、2009年の国土交通省のアンケート調査で制度を有効活用している景観行政団体が3割にとどまってい

ることを受け、景観計画の記載内容の分析や先進自治体へのヒアリングにより、課題の抽出と効果的な活用方策を提示しており、有用な知見を提示している。本研究では、これらに学びつつ、さらに10年が経過した現在の運用状況を把握するとともに、市町村へのアンケートを通じて得られた実状に即した活用方策を模索したい。

以上より本研究では、①景観行政団体となっている市区町村における景観重要公共施設制度の指定状況と傾向を把握した上で、②アンケートをもとに運用状況や各市区町村の意見を把握し、運用における課題を明らかにするとともに、③今後の景観重要公共施設制度の活用方策について考察することを目的とする。

### (2) 研究の対象と方法

研究の対象は、関東1都6県（以下、1都6県）の市区町村（316市区町村）における景観行政団体と景観重要公共施設とした。

研究方法は、まず2章で1都6県の景観行政団体の数と景観計画の有無を把握し、3章では景観重要公共施設の指定状況や施設種別、管理者の傾向を把握した。4章では市町村へのアンケートをもとに制度の活用と運用状況などを把握した。それらを踏まえ、今後のまちづくりにおける本制度の課題及び効果的な活用方法を考察した。

## 2. 1都6県の景観行政団体と景観計画策定の有無

景観重要公共施設制度を活用するには、各市区町村が都道府県知事の同意を得て景観行政団体となり、景観計画を策定したうえで、指定したい公共施設の管理者に同意を得る必要がある。そこで、1都6県の市区町村を対象に、2020年10月時点の景観行政団体の数と景観計画の有無を調査した。その結果、1都6県には316の市区町村が存在しており、そのうち149市区町村（47%）が景観行政団体であった。ただ、そのうち19市区町村では景観計画が策定されていなかった（表-1）。

以上より、本研究では景観行政団体で、かつ景観計画策定済みである130市区町村を対象とした。なお景観行政団体の市区町村が最も高い割合なのは神奈川県で約7割であった。

## 3. 関東1都6県の景観重要公共施設の指定状況

### (1) 調査方法

1都6県の景観行政団体でかつ景観計画を策定済みである130市区町村を対象に、各市区町村のホームページに掲載されている景観計画をもとに調査した。

調査で注目したのは、景観公共重要施設の指定状況、施設の種別、施設の管理者である。施設種別については、道路・橋梁、公園・緑地、河川、港湾・海岸、複合の5つとした。複合は、道路と海岸、公園と河川のように、種別の異なる公共施設をひとつの景観重要公共施設として扱っているものとした。また合わせて、景観計画に、協議時期が明記されているかどうかを確認した。

### (2) 市区町村における景観重要公共施設の指定状況

景観重要公共施設の指定数別に市町村の数を示したのが図-1である。これを見ると、4割（52/130）の市区町村しか景観重要公共施設制度を活用していないことがわかる。先行研究とは母数が異なるものの、2009年時点で活用している地区町村が景観行政団体の3割であったことを考えると、その後の10年で活用度はあまり高まっていないといえる。

活用している市区町村のうち、25施設以上指定しているのは3市区町村で、10施設未満の市区町村が34市区町村と最も多く占める結果となった。

また図-2は景観重要公共施設の指定数順に市区町村を10位まで並べたものである。江戸川区と大田区がほぼ同数で30施設を超えており、横浜市が25施設と続いている。なお群馬県の富岡市を除けば、10位までは東京都、神奈川県が最も多い結果となった。

表-1 関東1都6県の景観行政団体の割合

	景観行政団体/市区町村(%)	景観計画策定済/景観行政団体(%)
神奈川県	24/33 (73%)	24/24 (100%)
東京都	26/62 (42%)	26/26 (100%)
埼玉県	17/63 (27%)	17/17 (100%)
群馬県	20/35 (57%)	20/20 (100%)
栃木県	14/25 (56%)	12/14 (86%)
茨城県	12/44 (27%)	10/12 (83%)
千葉県	36/54 (67%)	22/36 (61%)
合計	149/316 (47%)	130/149 (87%)

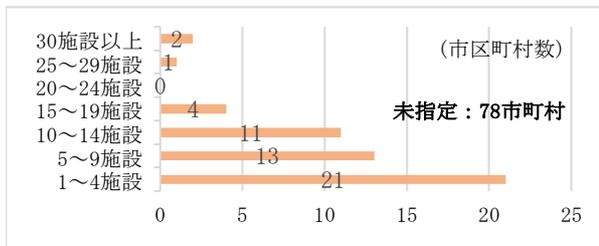


図-1 景観重要公共施設指定数別にみる市区町村の数

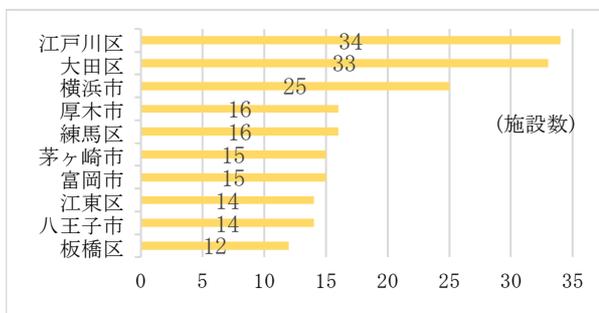


図-2 景観重要公共施設指定数上位の市区町村

なお表-2に示すように、1都6県で景観重要公共施設が最も多いのは、258施設（61%）の東京都で、全体の6割を占め、他県を大きく引き離している。続いて神奈川県が87施設（20%）、群馬県が39施設（9%）で、最も少ないのは4施設（1%）の茨城県である。

以上より、1都6県内及び同一都県内でも制度活用に差があり、全体としては景観法制定から15年以上が経過しているが、本制度が十分に活用されているとは言い難い結果となった。

### (3) 種別にみた景観重要公共施設の指定状況

表-2に示すように1都6県に景観重要公共施設は425施設存在した。これを施設の種別にみると、最も多いのが道路で、全体の49%（208/425施設）を占めている。次に公園・緑地が33%（139/425施設）、河川が15%（63/425施設）、港湾・海岸で2%（10/425施設）となっており、複合も1%（5/425施設）存在する。

複合の事例には、種類の異なる施設を一体的に指定するものと、同一の役割を担う同種の施設を一体的に指定するものが見られた。

表-2 各都県における景観重要公共施設の内訳

	道路	公園 緑地	河川	港湾 海岸	複合	都県別 合計
神奈川県	51	24	2	6	4	87(20%)
東京都	98	105	50	4	1	258(61%)
埼玉県	8	2	3	0	0	13(3%)
群馬県	28	6	5	0	0	39(9%)
栃木県	8	0	1	0	0	9(2%)
茨城県	4	0	0	0	0	4(1%)
千葉県	11	2	2	0	0	15(4%)
施設別 合計	208 (49%)	139 (33%)	63 (15%)	10 (2%)	5 (1%)	425事例

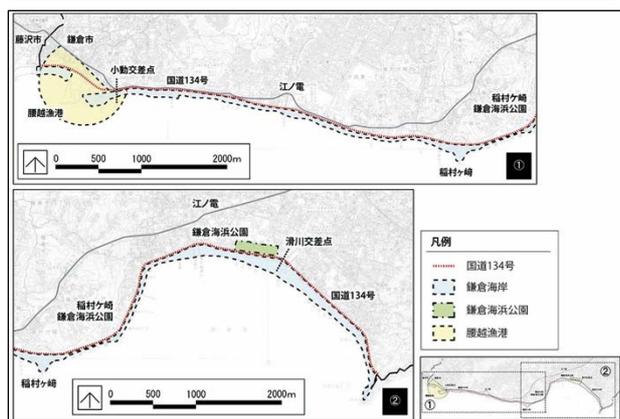


図-3 神奈川県鎌倉市の複合事例（海浜ベルト）

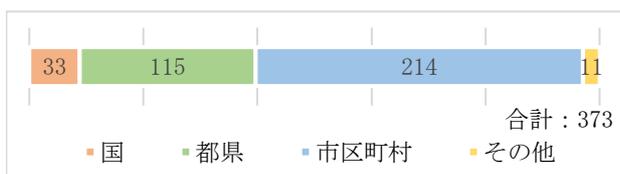


図-4 各管理者における景観重要公共施設の内訳

前者の例として、鎌倉市では、国道134号（県管理）・鎌倉海岸（県管理）・鎌倉海浜公園（市管理）・腰越漁港（市管理）を「海浜ベルト」として景観重要公共施設に指定している（図-3）。逗子市では、国道134号（県管理）・県道297号（県管理）・逗子62号（市管理）・逗子83号（市管理）・逗子海岸（県管理）を「逗子海岸及び周辺道路」として指定している。後者の例として、横浜市では、複数の道路をまとめて「見通し形成街路」に、小田原市では、小田原城周辺の複数の道路を「小田原城周辺地区」としている。

いずれの事例も、景観重要公共施設制度により、複数の管理者が関わるエリアの空間の質を高めようとするものであり、特に逗子市や鎌倉市のように管理者や管理部局の異なる公共施設をまとめて指定している点は、本制度を非常に効果的に活用した取り組みと考える。

なお、施設種別と都道府県の間接関係をみると、東京都では公園・緑地と道路がほぼ同数で全体の8割を占め、残

りが河川となっている。その他の県では、道路が多い傾向が見られた。

#### (4) 管理者別にみた景観重要公共施設の内訳

景観重要公共施設を管理者に注目して分類したのが図-4である。これを見るとわかるように、指定されている公共施設のうち、市区町村（景観行政団体）が管理している公共施設が最も多く、約6割を占める。次に都県が約3割、国とその他は1割未満であった。

景観重要公共施設の利点の一つが、景観行政団体とは異なる管理者の公共施設に対して、協議の場を設け、空間の質を高めることができる点であることを考えると、その利点を生かしきれていない傾向が見られた。

#### (5) 協議時期の明記

各景観行政団体の景観計画を確認したところ、考え方や方針、景観配慮事項などは記されているが、景観重要公共施設管理者との協議フローや、構想、計画、設計、維持管理のそれぞれの段階における具体的な協議タイミング（検討開始時など）が記載されているものは非常に限られていた。

### 4. 制度の利活用に関するアンケート結果

#### (1) 調査方法とアンケート内容

130市区町村に対し景観重要公共施設制度の利活用に関するアンケートをGoogleフォームを利用し、2020年11月下旬から12月初旬に実施した。130市区町村のうち、8割を超える108市区町村から回答が得られた。アンケート内容と結果は表-3の通りである。

#### (2) アンケート整理と考察

##### a) 景観重要公共施設管理者との協議経験の有無

Q.3で景観重要公共施設を「指定している」と回答したのは、108市区町村のうち、約4割に相当する42市区町村であった。そのうち、景観重要公共施設の管理者と整備や占用についての協議を行なった経験があるのは、25市区町村（60%）であった（Q.4）。すなわち、4割の市区町村は、指定はしているが、協議の経験がなかった。また、協議先としては、同じ市区町村の他部署が19市区町村で、都県が16市区町村、国が6市区町村、その他の管理者が2市区町村であった（Q.5）。同じ市区町村との協議は約8割（19/25市区町村）、都県との協議は6割（16/25市区町村）を超えているのに対し、国との協議経験は約2割（6/25市区町村）と少ない結果であった。

協議がおこなわれた景観重要公共施設で整備や占用が

表-3 景観重要公共施設の利活用に関するアンケートにおける質問項目と回答結果

Q.1	市区町村名をお答えください。	A.1	{記述式}
Q.2	部署名をお答えください。	A.2	{記述式}
Q.3	貴市区町村では、景観重要公共施設制度を活用し、景観重要公共施設を指定していますか？	A.3	指定している (42/108市区町村) 指定していない (66/108市区町村) (選択式)
Q.4	指定した景観重要公共施設の整備・占用について、管理者との協議が行なわれたことはありますか？(Q.3で指定していると回答した場合のみ回答)	A.4	ある (25/42市区町村) ない (17/42市区町村) (選択式)
Q.5	協議が行なわれた景観重要公共施設の管理者について該当するものをすべてお選びください。(Q.4であると回答した場合のみ回答)	A.5	市区町村(自ら)管理の施設 (19/25市区町村) 国管理の施設 (6/25市区町村) 県管理の施設 (16/25市区町村) その他管理の施設 (2/25市区町村) (複数回答式)
Q.6	協議が行なわれた景観重要公共施設で、整備や占用が完了したものはありますか？(Q.4であると回答した場合のみ回答)	A.6	ある (20/25市区町村) ない (5/25市区町村) (選択式)
Q.7	協議が行なわれ、整備や占用が完了した景観重要公共施設の数をお答えください。(Q.6であると回答した場合のみ回答)	A.7	1~3つ (9/20市区町村) 4~7つ (3/20市区町村) 8つ以上 (7/20市区町村) その他 {記述式} (1/20市区町村) (選択式)
Q.8	指定した景観重要公共施設について、景観協議会や定期的な意見交換といった、景観重要公共施設管理者との協議や確認の体制は構築されていますか？(Q.3で指定していると回答した場合のみ回答)	A.8	構築されている (11/42市区町村) 構築されていない (31/42市区町村) (選択式)
Q.9	指定した景観重要公共施設について、景観重要公共施設管理者から「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請されたことはありますか？(Q.3で指定していると回答した場合のみ回答)	A.9	ある (4/42市区町村) ない (38/42市区町村) (選択式)
Q.10	貴市区町村では、指定した景観重要公共施設の整備にかかわる支援措置としてどのようなものを用意していますか？(Q.3で指定していると回答した場合のみ回答)	A.10	費用に関する支援措置 (0/42市区町村) 制度や運用に関する支援措置 (4/42市区町村) 地域住民などの意向調査に関する支援措置 (0/42市区町村) 地域説明会や検討会など協議に関する支援措置 (0/42市区町村) 特に用意していない (38/42市区町村) (複数回答式)
Q.11	指定した景観重要公共施設の管理者との協議の際に、景観協議会や景観審議会、景観アドバイザーや景観検討委員会などを活用していますか？(Q.3で指定していると回答した場合のみ回答)	A.11	景観協議会を活用している、したことがある (3/42市区町村) 景観審議会を活用している、したことがある (13/42市区町村) 景観アドバイザーを活用している、したことがある (12/42市区町村) 景観検討委員会を活用している、したことがある (1/42市区町村) 都県の景観行政担当部局に協力をお願いしている (3/42市区町村) 管理者との直接協議のみ (21/42市区町村) (複数回答式)
Q.12	指定した景観重要公共施設の管理者との協議の際に、景観審議会や景観アドバイザー、景観検討委員会などを活用したいと考えていますか？(Q.3で指定していると回答した場合のみ回答)	A.12	景観協議会を活用したい (4/40市区町村) 景観審議会を活用したい (18/40市区町村) 景観アドバイザーを活用したい (18/40市区町村) 景観検討委員会を活用したい (0/40市区町村) 活用したいと考えていない (9/40市区町村) 既に活用している (7/40市区町村) (複数回答式)
Q.13	指定した景観重要公共施設の管理者との協議の際に、参照している公共施設の景観ガイドラインについて教えてください。(Q.3で指定していると回答した場合のみ回答)	A.13	市区町村(自ら)が作成した公共施設に関する景観ガイドライン (27/42市区町村) 都県が作成した公共施設に関する景観ガイドライン (7/42市区町村) 国土交通省による事業分野別の景観形成ガイドライン (6/42市区町村) 特に参照していない (12/42市区町村) (複数回答式)
Q.14	現在、指定していない理由についてお答えください。(Q.3で指定していないと回答した場合のみ回答)	A.14	指定すべき施設がない (31/66市区町村) 指定しようとしたが管理者の同意が得られなかった (0/66市区町村) 現在指定に向けて管理者と協議中である (1/66市区町村) その他 {記述式} (34/66市区町村) (選択式)
Q.15	景観重要公共施設を今後もさらに指定していく予定ですか？	A.15	はい (30/107市区町村) いいえ (77/107市区町村) (選択式)
Q.16	現在、指定したいができていない施設はありますか？	A.16	ある (7/107市区町村) ない (100/107市区町村) (選択式)
Q.17	指定したいが、管理者の同意が得られず断念したことはありますか？	A.17	ある (1/107市区町村) ない (106/107市区町村) (選択式)
Q.18	景観重要公共施設制度に関する課題や改善した方がよい点などがありましたらご記入をお願いします。	A.18	{記述式} (40/108市区町村)

完了したものが「ある」と回答したのは21市町村で、協議経験のある市町村の8割を超えていた (Q.6) . Q.7

でその数を確認したところ、8つ以上が3割 (7/21市区町村) を占める結果となった。

## b) 協議体制について

Q. 8で景観重要公共施設管理者との協議や確認の体制が「構築されている」と回答したのは、Q. 3で「指定している」と回答した42市区町村のうち、11市区町村(26%)で、7割を超える市区町村が協議体制を構築できていないことがわかった。

また、Q. 9で景観重要公共施設管理者から「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請されたことが「ある」と回答したのは、42市区町村のうち、4市区町村(10%)であった。

なお景観法の活用方法として、景観行政団体は、景観協議会を組織することができる(法第15条第1項)。これは、景観行政団体・景観重要公共施設管理者が主体となる組織であり、必要に応じて、関係行政機関・公益事業者・住民などを加えることで、多くの関係者の意見や立場が尊重されながら質の高い協議を行なうことが可能な仕組みと言える。また、景観審議会や景観アドバイザー制度などの活用も考えられる。

そこで、Q. 11で景観重要公共施設の管理者の際に活用している会議体について質問したところ、景観協議会は1割(3/43市区町村)に満たず、景観審議会(13/43市区町村)や景観アドバイザー(12/43市区町村)がそれぞれ3割ずつで、最も多かったのが管理者との直接協議でほぼ半数(22/43市区町村)を占める結果となった。また、景観検討委員会を活用した事例も1事例存在した。

また、Q. 12で景観重要公共施設の管理者協議の際に活用したい会議体についても質問したところ、景観審議会と景観アドバイザーが半数ずつ(いずれも19/41市区町村)となり、景観協議会(4/41市区町村)を大きく上回る結果となった。アンケートで直接確認できていないが、この理由には、すでに存在している景観審議会や景観アドバイザーのほうが活用しやすいためだと推測される。

Q. 13で景観重要公共施設の管理者協議で参照している公共施設の景観ガイドラインについて質問したところ、約6割(27/43市区町村)が自らの市区町村で作成したものを利用している一方で、国や都県のものを含め参照していないと回答したのが約3割(12/43市区町村)であった。

## c) 支援措置の有無

Q. 10で、指定した景観重要公共施設の整備に関わる支援措置を用意しているかを質問したところ、9割(39/43市区町村)の市区町村がとくに用意していないと回答した。支援措置を用意していると回答した4市区町村の内容としては「制度や運用に関する支援措置」で、費用負担や地域住民の意向調査、地域説明会や検討会など協議に関する支援措置を用意する市区町村は存在しなかった。

## d) 未指定の理由

3章で景観重要公共施設を指定しない市区町村が多い

ことから、Q. 14でその理由について質問したところ、「指定すべき施設が無い」と回答したのが、ほぼ半数(31/66市区町村)となった。それ以外の34市区町村がその他の自由記述を選択したが、その具体的な理由は大きく下記の4パターンであった。

17市区町村(26%)は、「指定すべき施設の選定が進んでいない」や「指定に向けた動きが無い」など、指定に前向きな姿勢ではないことが回答から得られた。

9市区町村(14%)は、「指定について検討中」など、現在指定に向けて動いていることが読み取れた。

3市区町村(5%)は、「人手不足で指定まで進んでいない」など、本制度の運用に対して人手が足りていないという回答であった。

3市区町村(5%)は、「指定せずとも良好な景観が維持されているため」や「指定しなくても適切な整備や維持管理を行えるため」など、本制度を活用せずともまちの景観は保全されているという回答であった。

以上より、「指定すべき施設が無い」を選択した31市区町村と、自由記述の内容から指定に前向きではないことが伺えた17市区町村を合わせた48市区町村(約7割)では、制度のメリットを見出せていないといえ、2009年調査時の課題点が改善されていない結果となった。

## e) 管理者の同意が得られなかった経験の有無

Q. 17で「ある」と回答したのは、107市区町村のうち、1市区町村のみであり、施設管理者の意向により指定に至らなかった事例はほとんどなく、2009年調査時の課題点が改善されたことが伺える結果となった。

## f) 景観重要公共施設制度に関する課題や改善点

Q. 18では、景観重要公共施設制度に関する課題や改善点について質問したところ、11市区町村から回答を得た。

最も多かった回答は「整備するための補助金が出ない点」や「指定後の支援措置やメリットが無い点」など、本制度に対する費用面での支援制度に関するものであった。特に、費用面での支援による公共施設管理者へのメリットを求める回答が多く見受けられた。

また、「ノウハウがなくサポートが必要」や「良好な景観形成の誘導のスキルを上げる」など、知識面での支援を必要としている回答も見受けられ、制度の活用には支援制度が必要なことが伺える結果となった。

## 5. 景観重要公共施設制度の活用方策の考察

本章では、前章までの内容を踏まえ、今後の景観重要公共施設制度の効果的な活用方法として、下記の4点に着目し考察を試みる。

## (1) 景観審議会や景観アドバイザー制度を活用した協議体制の構築

景観重要公共施設制度は、景観行政団体である市区町村が、国や都道府県といった公共施設管理者に対して、整備や占用に関する協議を通じて、一体的なまちづくりや質の高い空間を生み出せる制度であり、ここに本制度の最大の利点があると言える。

しかし、アンケート結果が示すように、7割を超える市区町村では、指定後に管理者との継続的な議論を行なう協議体制が構築されていなかった。景観重要公共施設の手引き(案)<sup>9)</sup>には、協議体制として景観協議会が挙げられているが、アンケートでは現在活用している市区町村も、今後活用したい市区町村も1割に満たない結果となっている。この背景には、景観協議会だと、対象施設ごとに新しい協議会を立ち上げる必要があり、市町村にとってハードルが高いからだと思われる。

アンケートを見ると、むしろすでに設置されている景観審議会や景観アドバイザー制度などを活用したいとの回答が半数近くを占めている。これらの制度を用いることで、市区町村の景観審議会委員や景観アドバイザーが協議に同席することも可能になり、知識面での支援を受けながら、協議に臨むことができるメリットもある。

以上より、まずは常置されている景観審議会や景観アドバイザー制度を活用し、住民や他団体を含めた議論が必要な場合に景観協議会を用いるという考え方のほうがより活用度合いが高まると考える。

## (2) 景観重要公共施設管理者との協議時期の明確化

対象市区町村の景観計画には、方針や景観配慮事項などは記されていても、景観重要公共施設管理者との協議フローや、構想から維持管理の各段階での具体的な協議タイミングはほぼ記載されておらず、景観重要公共施設管理者が情報提供時期を判断できない状況となっている。

このため景観重要公共施設管理者が申し出たタイミングが計画や設計プロセスの後半だった場合には、協議内容を十分に反映できないケースが予想される。

こうしたことを避けるためにも、検討着手時、中間、成果取りまとめ前など、検討の条件から検討内容まで協議できるよう協議時期を明記することが重要だと考える。

## (3) 景観重要公共施設制度の成功事例集の作成

アンケート結果から分かるように、本制度を活用するメリットがないという意見の市区町村や本制度があまり活用されていない現状から、本制度を活用する利点の再認識が必要であると考えられる。

その方法として、本制度により良好な景観を創出した事例を収集し、協議プロセスや整備前後をまとめた事

例集を作成することで、効果的な活用のヒントになると考えられる。

## (4) 景観重要公共施設制度に対する支援措置の追加

景観重要公共施設制度の活用に向けて費用面と知識面での支援が必要という意見がみられた。また制度のメリットを認識できていない市区町村が7割を占めることを考えると、本制度を適用した公共施設での整備におけるグレードアップなど、トータルデザインに資する支援プログラムが必要だと考える。

## 6. おわりに

本論文の成果は以下の通りである。

- ・ 関東1都6県の市区町村(316市区町村)の公式ホームページに掲載されている景観計画をもとに、景観重要公共施設制度の概要と運用実態を把握した。
- ・ 景観行政団体かつ景観計画を策定済みである130市区町村(回答108市区町村)に本制度の利活用に関するアンケートを実施し、活用状況や各市区町村の意見を把握したうえで、本制度に対する課題や改善点を明らかにした。
- ・ 本制度の今後の効果的な活用方策として、1)景観審議会や景観アドバイザー制度を活用した協議体制の構築、2)景観重要公共施設管理者との協議時期の明確化、3)景観重要公共施設制度の成功事例集の作成、4)景観重要公共施設制度に対する支援措置の追加の4点を提案した。

謝辞：アンケートに回答いただいた市区町村の景観行政担当者の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

## 参考文献

- 1) 山口敬太、福島秀哉、西村亮彦ら：まちを再生する公共デザイン インフラ・景観・地域戦略をつなぐ思考と実践、学芸出版社、2019。
- 2) 土木学会：景観法と土木の仕事、土木学会誌 vol.90 no.2, pp.11-43, 土木学会、2005。
- 3) 平野勝也：景観法の可能性 ～創る景観と軽やかな運用～、景観・デザイン研究講演集 No.3, pp.142-146, 土木学会、2007。
- 4) 阿部貴弘、上島顕司：景観重要公共施設制度の効果的な活用方策に関する研究、景観・デザイン研究講演集, No.6, pp.245-256, 土木学会、2010。
- 5) 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 景観室：景観重要公共施設の手引き(案)。